

鳥取市地産地消推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」を推進し、市民運動としての浸透を図るため、鳥取市地産地消推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 推進協議会は、鳥取市地産地消行動指針を実践するため、次に掲げる事項について意見交換、協議及び活動を行う。

- (1) 地産地消推進のPR、啓発活動
- (2) 地元農林水産物及び地元製品の生産振興と消費拡大
- (3) 地元製品の市内外への情報提供
- (4) 食農教育の推進
- (5) 伝統料理の普及伝承と伝統製品の振興及び普及
- (6) 新たな製品の開発促進
- (7) その他、地産地消の推進に関すること

(組織等)

第3条 推進協議会は、別表推進協議会欄に掲げる機関、団体及び個人をもって構成し、委員は各機関及び団体から推薦された者及び公募により市長が決定した者とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 協議会に、会長1名、副会長1名を置く。

(会長、副会長)

第4条 会長及び副会長は、委員の互選とする。

- 2 会長は、推進協議会の事務を総括し、推進協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(構成機関及び団体の任務)

第5条 構成機関及び団体は、毎年度地産地消行動実施計画を策定し、その実践に取り組むものとする。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 委員に対し、会議1回につき5,000円の報償費を支払うものとする。
- 3 会長は、必要に応じて推進協議会委員以外の者の出席を要請し、意見等を聞くことができるものとする。

(委員会)

第7条 推進協議会が実施する事業に係る具体的な調査、検討、調整等を行うため、推進協議会に鳥取市地産地消推進委員会（以下「推進委員会」という。）

を置く。

- 2 推進委員会は、原則別表推進委員会欄に掲げる委員をもって組織する。
- 3 推進委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会長は、必要に応じて推進委員会委員以外の者の出席を要請し、意見等を聞くことができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課に置き、事務局長は、経済・雇用戦略課長とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営その他に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

推進協議会	推進委員会
鳥取いなば農業協同組合	○
鳥取県畜産農業協同組合	○
鳥取県漁業協同組合	○
鳥取県東部森林組合	○
八頭中央森林組合	
鳥取中央青果株式会社	
鳥取協同青果株式会社	
鳥取市消費者団体連絡協議会	○
鳥取市連合婦人会	
鳥取市食育推進委員会	○
鳥取商工会議所	○
鳥取県東部商工会産業支援センター	
鳥取市観光コンベンション協会	○
鳥取県中小企業団体中央会	
鳥取市学校給食会	○
公募委員	○
鳥取県	○